

# 經濟論叢

第九十七卷 第二號

---

## 哀　　辞

故吉村達次教授遺影および原稿

国債発行と金融政策	中　　谷　　実	1
アージリスの組織理論(1)	田　　杉　　競	16
貸借対照表という用語の創出過程	高　　寺　　貞　男	30
独占価格と生産価格	松　　石　　勝　彦	51

## 記　　事

吉村教授逝く

追悼文 (池上　惇　林　直道　松井　清)

追憶談 (坂寄俊雄　稻垣　武　原田篤己)

故吉村達次教授略歴・著作目録

---

昭和四十一年二月

京都大學經濟學會

# 独占価格と生産価格

松 石 勝 彦

## は し が き

独占価格論の基本的課題は、相対的にわずかの労働量しか体化していない独占商品がいかにしてそれを数段上廻る独占価格で売られるかという機構を明らかにすること、すなわち価値法則から出発して独占価格形成機構を明らかにすることにあるが<sup>1)</sup>、従来の通説<sup>2)</sup>は、この課題を生産価格から背離する市場価格の運動になぞらえて、独占価格=生産価格+独占利潤としてとこうとした。しかるに、この見解については、(1) 生産価格・平均利潤法則が否定される独占段階においてこのような定式化は許されるのかどうか<sup>3)</sup>、(2) +独占利潤を成立せしめる固有の機構如何、という二つの問題が生じてくる。スターリン論文をめぐって行なわれた論争<sup>4)</sup>の過程で生じた平均利潤法則否定論は、(1)の問題について通説に深刻な反省をうながすものであった<sup>5)</sup>。本小論は、さしづめ主

- 1) 一般的に云って、マルクス経済学の価格論は、いつでも価値からの背離過程・構造の追跡にある。
- 2) A. Smith, *Wealth of Nations*, Modern Library, p. 61, 大内・松川訳, (1), 214-ページ; A. Hilferding, *Das Finanzkapital*, 1955, SS. 343-344, 林要訳, 381-2-ページ; セレブリヤコフ「独占資本と物価」1940年; 飯田繁「物価の理論的研究」1949年; 常盤政治、独占価格論、「資本論講座」4; 本間要一郎、独占価格・独占利潤、「現代帝国主義講座」5、等々。
- 3) 「産業資本主義段階で一般的利潤率を成立せしめていた原子的競争は独占の出現によって大きく変容を余儀なくされた。したがって、そこから、独占価格の判定基準としての生産価格、あるいは独占利潤判定基準としての一般的利潤率が、独占資本主義のもとにおいて現実的カテゴリとして存在しているか、それを理論的カテゴリとして設定できる現実的機構があるだろうか、という疑問は当然でてくる。この疑問は、従来の独占価格研究の方法論的根本的再検討につながるものであって、不間におすことは絶対にできない。」高須賀義博「現代価格体系序説」昭和40年11月, 141-ページ; 高須賀義博、独占と物価騰貴、経済理論学会編「現代資本主義と物価」昭和40年5月, 18-19-ページにも同一趣旨の発言あり。
- 4) スターリン「社会主义の経済的諸問題」1952年。論争の経過、文献は次を参照。遊部久蔵、「資本論」研究史; 林直道、資本主義の基本的経済法則(上), (下), 「経済学雑誌」第26巻第6号, 第37巻第2号; 松井清、現代資本主義の基本的経済法則、「現代資本主義講座」; F. Ölbner, Ein Beitrag zur Monopoltheorie, in *Probleme der politischen Ökonomie*, Bd. 3, 1960.
- 5) 「独占価格および独占利潤の問題は、……独占資本主義において平均利潤率はどうなっているか、独占利潤と平均利潤とは相互にどのような関係にあるか、という点に帰着する。」Ölbner, *ibid.*, SS. 69-70。

題を(1)に限定し、否定論を代表するに真に値する著名な見田論文<sup>6)</sup>をとりあげ、氏の平均利潤法則規定、特殊的利潤率不成立論、最大限利潤法則代位論の三つにわたり以下各節で再検討し、そのことを通して、独占価格論の基本的課題、接近方法、(1)への回答、通説の妥当性、等を模索してみようとするものである。以上の主題の限定から本稿の限界もまた生じる。(2)の問題や国家、対外関係、金融資本規定等捨象せざるをえず、独占利潤も商品生産一販売を通してえられるそれに限定し、最大限利潤もその意味で使われている。今後行なう現象の下向的分析と上向的展開に先立ち、方法論的考察に自己限定した訳である。

## I 平均利潤・生産価格法則と競争

見田論文の冒頭文言、「平均利潤法則が独占資本主義のもとで作用しているかどうかの問題は、独占資本主義の基本的性格、基本的法則を明らかにするうえに、ぜひともはっきりした解決をあたえねばならぬ問題であるが、わたくしはこの問題をここに平均利潤の本質を明らかにすることから考えてみたいと思う。と同時に、この問題の解決のための一前提となる形態とその基礎というカテゴリーの論理的、認識論的意義について考えてみたいと思う。」(p.1, 231ページ)より、氏の(1) 間接的課題・問題意識—独占資本主義の基本的法則の解明、(2) 直接的課題—平均利潤法則存続の有無、(3) 接近方法—「平均利潤の本質」解明を介して、(4) 導きの糸—「形態とその基礎」という論理的・認識論的方法、等がうかがわれる。氏に従って、まず(3)からみてみよう。

平均利潤法則の「独自性」・「本質」は、「総剩余価値が各部面の資本家のあいだに、平等に再分配される」(p. 2, 232ページ)こと、「剩余価値が再分配のために一括されること」を「直接の基礎とする」「再分配の一つの特殊的形態」であることに存し、以上を「総括すれば、平均利潤法則は、剩余価値、剩余価値

6) 見田石介、平均利潤法則について、「経済学雑誌」第35巻第3・4号、昭和31年10月、横山編、「マルクス経済学論集」所収。引用ページは、本文中に「雑誌」、横山編の順で(p. 5, 236ページ)のことく表示。平瀬巳之吉「独占資本主義の経済理論」昭和34年；大島雄一「価格と資本の理論」第8章、昭和40年1月；高須賀、前掲書、に同一見解あり。

法則、利潤一般の法則および剰余価値が一括されて再分配されるということをその基礎とするその総剰余価値が各部面の資本家のあいだに平等に再分配されるという特殊的な形態の法則である。」(以上 p. 4-5, 233-4ページ)と規定され、ついでさらに、「要素のあいだの外的関係は、その要素そのものの内部関係と切って無関係でない」(p. 14, 239ページ)から、「要素から平等的である特質……まったく限定された意味をもった特殊的形態」(p. 14, 239ページ)であると規定される。以上の三つの独自性・本質規定の他に、特殊的利潤率と市場価値とのウラハラの関係、および平均利潤率は、「特殊的利潤率の一般的平均」であるが、「平均は客観的経済学的規定であって主観的技術的規定ではない」(第3章表題)点が考察される。

以上みたように、「平均利潤の本質」がさすがに鋭くえぐり出されているのであるが、本質規定が、主として「形態」・「結果」の観点から与えられ、平均利潤率の形成過程・機構、それを媒介する特定の競争が全く排除されている点に問題があると思われる。そこで当法則が定立される『資本論』第3部にまで立ち返えってこの点を考えてみたいと思う。

マルクスは、第3部の研究対象、抽象から具体への上向段階、論理段階を、冒頭次のように規定する。「問題はむしろ、全体として考察された資本の運動過程から生ずる具体的諸形態を発見して敍述することである。諸資本はその現実的運動では、具体的諸形態で……対応しあう。だから資本の諸姿容は、吾々がこの第3部で展開するように、社会の表面で種々の資本の相互的行動たる競争中および生産当事者たち自身の普通の意識中に現われる形態に、一步一步と近づく」<sup>7)</sup>。われわれの問題とする平均利潤範疇もまた「資本の運動過程から生ずる具体的諸形態」の一つ、「種々の資本の相互的行動たる競争」、および資本家の表象中「にあらわれる形態」に他ならないこと、その本質・内容が、諸資本の運動・競争、表象等と不可分であること、が上の一文より予想されるの

7) K. Marx, *Das Kapital*, Dietz Verlag, Bd. III, S. 47, 以下。本文中に III, S. 47 のごとく略記。訳は長谷部文雄訳「資本論」青木書店によった。

である。

剩余価値は、二段の転形・「修正」<sup>8)</sup>をとげて平均利潤に生成する。「労働力の価値と労働過程における価値増殖」との「価値差額」(I, S. 202), 「労働力に転態された資本部分について起る価値変動の結果」(I, S. 222) である剩余価値は、「生産当事者の普通の意識中」ではあたかも費用価格 =  $c + v$  の両成分からの、さらには「総資本に対する価値増加分をもなす」(III, S. 55) かのように現象し、「投下総資本のかかる表象的産物として、……利潤という転化形態を受けとる」(III, S. 56) ことになる<sup>9)</sup>。以上、第1篇「剩余価値の利潤への転形……」をみたが、注意すべきは次の文である。「資本制的競争の原則 (das Grundgesetz), すなわち一般的利潤率とこれによって規定されるいわゆる生産価格とを規制する法則 (Gesetz) は、……商品の価値と費用価格との間のこの差額と、……利潤を得ながら商品を価値以下に売る可能性とに、もとづく。」(III, S. 58)<sup>10)</sup>。ここでは、「競争の基本法則」が、「一般的利潤率と……生産価格とを規制する法則」として把握され、一般的利潤率・生産価格に対して不可分の関係をもつこと、競争一般でなく、特定の限定をうけた競争であること、等がわかるであろう。

第二段の転形、第2篇「利潤の平均利潤への転形」の課題は、「吾々がこれから本篇で敘述しようとするのは、……一般的利潤率が生ずるのは如何なる仕方であるか、 ということ」(III, S. 167), すなわち一般的利潤率の形成機構・過程の解明である。これはいかにしてとかれるか。「さまざまな生産部門における……利潤率の不等性は、競争による均等化のための条件であり、前提である。」(Gr. S. 647, 訳, IV, 715 ページ) が、価値どおりの販売、剩余価値率の一定を前提すれば「相異なる生産部門では、資本の有機的構成……また…

8) K. Marx, *Theorien über den Mehrwert*, 1959, Bd. I, S. 55, 長谷部訳, 116ページ。以下、本文中に Mw., I, S. 55 のごとく略記。

9) 「利潤はただ剩余価値の幻想的な現象形態……にすぎない。」マルクスからエンゲルスへの手紙、1868年4月30日, *Briefe über „Das Kapital“*, 1954, S. 168, 岡崎訳, (上), 195ページ。

10) 「Grundgesetz」の同一用法は同上手紙にあり。しかし、K. Marx, *Grundrisse der politischen Ökonomie*, 1953 では「再生産のために必要な労働時間」とあり、少し意味がちがう(S.549, 訳, III, 606 ページ) 以下、本文中に Gr., S. 549 のごとく略記)。

…回転期間の相違に照應して……，不等な利潤率が支配的に行なわれる」(III, S. 187, 第8章)。だが，このような利潤率の相違は，「生れながらにして水平主義者である」(I, S. 416) 諸資本の許容するところではなく，競争による均等化は必然的となろう。「費用価格のかかる同等性は諸投資の競争の基礎をなし，この競争によって平均利潤が生みだされる。」(III, S. 178, 第8章結語) 第9章では，マルクスは，資本構成を異にし，利潤率の不等な「五つの生産部面」を「たとえば或る木綿工場の種々の細部門」，総投下資本を「一個の資本」とみなして，その「平均構成」をとて，「平均剩余価値」を計算する(以上 III, S. 179-180)。かくして「相異なる生産部面の相異なる利潤率の平均をとり，この平均を相異なる生産部面の費用価格に附加することによって成立する価格——これは生産価格である。」(III, S. 182)。ここでは，次の第10章で明らかにされる競争による利潤率の均等化水準，価値からの生産価格の背離の水準，をおおむね明らかにしたのであろう。というのは，このようなことがなければ，平均利潤率は，「全く仮想の (imaginär)，無内容な (haltlos) もの」，「無(nichts)の平均，たんに頭のなかででっちあげられたもの (fancy)」になり，「1000%でも10%でもいいということになろう。」(Mw., II, S. 182-183, 長州訳, (2), 51-52ページ) からである。「競争は水準一均等化が行なわれば生ずる水準……を創造しはしない」(III, S. 921, cf. 345) からである。かくして，利潤率の相違という競争の出発点，平均利潤率水準という到達点が，価値法則の展開から必然的に指定された。

第10章 「競争による一般的利潤率の均等化……」の課題は，「本来的難問は，……諸利潤の一般的利潤率へのこの均等化は如何にして行なわれるかということである。けだし，この均等化は明らかに結果であり，出発点ではありえないからである」(III, S. 199) にうかがわれる。均等化メカニズムはおよそ次のごとくであろう。「資本は，利潤率の低い部面から去って，高い利潤を生ずる他の部面に移る。このたえざる移出入……相異なる部面間への資本の配分によって，……相異なる生産部面における平均利潤が同一にあるような，需要供

給間の比率が生ずる。」(III, S. 222, cf. S. 234, 400, 401)。すなわち、利潤率の相違—資本移動—「生産の拡大または縮少、……商品分量の膨脹または収縮」(III, S. 401) —「需要と供給の調整作用」(Gr., S. 339, 訳, II, 368 ページ) —価値の生産価格への転化・平均利潤率の成立<sup>11)</sup>。(この生産価格・平均利潤率を中心にして、景気循環と需要構造の変化に誘発されて、市場価格、市場利潤率は上下に変動する。この局面は、競争・資本移動の第二の領域である。)

以上みたように、『資本論』第3部における論理構造および引用文言から明らかなように、マルクスの「利潤率均等化の法則」(Gesetz der Ausgleichung der Profitrate)(III, S. 325)・生産価格法則は、「諸利潤の一般的利潤率へのこの均等化は如何にして行なわれるか」、「どのようにして商品の価値は生産価格に転化されるか」<sup>12)</sup>を、すなわち「利潤の平均利潤への転形」(第2篇表題)、「一般的利潤率……の形成と商品価値の生産価格への転形」(第9章表題)、「競争による一般的利潤率の均等化」(第10章表題)の機構・過程を明らかにする運動法則、因果法則なのである。それゆえ、見田氏のように、形態規定、結果の観点からのみでは、当法則の本質・独自性・内容が十分に把握されたとは云い難いように思われる。氏の表現をかりれば、当法則は、いかにして剩余価値というこの基礎が平均利潤というかの形態をとるか、という機構・必然性・因果関係を明らかしたものである<sup>13)</sup>。

ところが見田氏は、次のようにその機構の重要な一環をなす競争を、法則の「独自の内容」から放逐される。「資本家相互の矛盾と競争の関係は、独占の時期にもみられ……、あまりにも一般的なことであって、平均利潤を平均利潤たらしめるその特定の矛盾と競争、つまり完全な自由競争のもとにおける各部

11) このような「利潤率均等化法則」と「再生産の法則」間の関係を「二律背反」と規定し、景気変動の原型を与えられるのが、吉村達次「恐慌論の研究」昭和36年であるが、ここでは立入らない。

12) マルクスからエンゲルスへの手紙、1867年7月27日、a. a. O., S. 142, 訳、(上)、156ページ。

13) 私のこのような論点は、見田氏の最近の論文(バルトケヴィッヒおよびスイージーの「転化」についての見解(一)、(二)、「経済学雑誌」第50巻第4号、第5号、昭和39年)ではほぼ認められていると思われる。例えば「平均利潤率や生産価格……現象をその内的な実体と機構からとらえるマルクスの方法……」(一)、17ページ)、「平均利潤率と生産価格の発生の機構を明かにする……」(二)、71ページ)等々。

面の資本家のあいだの矛盾と競争は云われていない……。また他方からみれば……この競争そのものは、経済法則が実現するための条件であり、経済法則の内容、対象ではない。経済法則の内容、対象そのものは、この競争の客観的結果、その目標である。……以上二つの点からみて……競争は、やはり平均利潤の一つの一般的基礎ではありえても、その独自の内容ではない」(p. 7-8, 235ページ、強点一引用者)。これが正しくないことは、上述のとおりであって、ここでは繰返さない<sup>14)</sup>。「経済法則の内容・対象」が、「競争の客観的結果、その目標」につきないことは、同じく競争によって惹起される景気循環、恐慌の運動法則、利潤率低下法則を考えれば、自明と思われる。

また、「総剩余価値の平等な分配には、まず総剩余価値が再分配のために一括されるということが必要である」(p. 4, 234ページ)と云われるが、前もって再分配のために総剩余価値を一括する機構は資本主義には存在せず、競争による平均利潤率の形成、「たえざる不均等のたえざる均等化」(III, S. 222)が、同時にあたかも「一括」を行なっているかに見えるにすぎないことも、同様自明であると思われる。

本節では、『資本論』における平均利潤・生産価格法則とは、剩余価値→利潤→平均利潤、価値→生産価格の転形過程・形成機構を明らかにした運動法則であることをみたが、この考察は、見田氏の当利潤把握の不十分性をみると役立つばかりでなく、本小論をつらぬく総論的意義をもつ。すなわち、ここから、(1) 独占価格法則の定立とは、同様にして価値→独占価格の形成過程・機構を解明することに他ならぬという私の基本的課題設定の妥当性がわかり、(2) 平

14) 平均利潤率形成では「『競争』がこれまでのたんなる前提から、……『媒介項』として登場する」。宮本義男「『資本論』研究序説」昭和33年、213ページ。「競争の基本法則」を平均利潤法則に含蓄せしめるべきか否かは、プラン問題で明らかにされた競争の「両極分解」、——平均利潤率・生産価格を規制する「競争の基本法則」の現行「資本論」への編入と「競争の現実的運動」の闇外への捨象——にかかわろう。佐藤金三郎、「経済学批判」体系と「資本論」、「経済学雑誌」第31卷第5・6号、昭和29年、45ページ；磯村隆文、「基礎範疇としての競争諸概念」、「経済学雑誌」第36卷第6号、昭和32年、33ページ；久留間鈴造「恐慌論研究」増補新版、昭和40年10月、i-xページ。なお後の「極」の具体化のうちに恐慌論構築の試みについては、種瀬茂、「市場価格の周期的変動と恐慌」、「経済研究」昭和31年7月号；諸資本の競争と恐慌との関連について、「一橋論叢」昭和33年10月号；経済学の体系と方法、「思想」昭和38年9月号を参照。

均利潤法則の否定から直接的に最大限利潤法則の定立が云えないという第Ⅲ節前半の論点、および『資本論』は価値の生産価格への転化機構を明らかにしたにとどまり、生産価格と市場価格の背離・収斂機構の考察は捨象されており、独占によるこの機構の麻痺に独占価格発生の余地があるという同節後半部分の論点がでてくるのである。さらには、第Ⅱ節の特殊的利潤率・市場価値の考察の前提になっていることは、もちろんである。

## Ⅰ 独占と特殊的利潤率・市場価値

見田氏は、「平均利潤の本質」を究明した上で、「法則が独占の時期にこうむる変化」(p. 20, 242ページ)の考察に進まる。氏は、独占の時期には「資本家相互の関係」が「本質的に収奪と被収奪、支配と服従の関係」に変化するとし、その具体的な内容を「全能の独占集団と非独占集団の区別と対立が各部面をつうじてうまれた」(例、系列化・下請関係)点に求められ、それを理由に「各部面の中位の標準的な利潤率は見出しがたちなり、個別的利潤率の差異は、……独占の利潤と非独占の利潤として、その不均等は固定され、隔絶したものとなり; それはただ同じ部面に属するというだけの理由で、二つを加えてその平均を出すことが困難になっている」とし、それゆえ「特殊的利潤率が語りえなくなった……。つまり平均利潤法則は、その抛って立つ地盤をうしなって『没落』した」(以上 p. 20-23, 244ページ)と結論される。

見られるとおり、氏の平均利潤法則否定論の核心は、独占段階に至ると当法則の前提・要素をなす各部面の特殊的利潤率が語りえないとされる点であり、この点は、当法則の崩壊を部面間の平均不能でもって云う他の論者<sup>15)</sup>に対して(もっとも氏もこれを否定されず)大きな特色をなす。氏は「平均利潤の本質」論ですでに「部面内の平均は部面間の平均と不可分である」と喝破されていた

15) 例、星川順一、資本規模の相違と資本の競争、「経済学雑誌」第39巻第3号、昭和33年; 北原勇、集積・集中と独占、「三田学会雑誌」第51巻第5号、昭和33年、は独占と非独占間の資本規模格差に基づく部門間競争の制限、したがって平均利潤法則の崩壊、および部門をとわず同額資本同一利潤の法則を云う。この発想はすでに J. Steinle, *Small and Big Business*, 1945, pp. 11-12, 訳、27-28ページ; *Maturity and Stagnation in American Capitalism*, 1952, pp. 67-68, 邦訳、87-88ページに見出される。

から、このような部面間ではなく部面内の平均に着目する秀れた着想が可能になったのであろう。以下、氏の当法則否定論の要をなす特殊的利潤率不成立論の二つの根拠—(1)「資本家相互の関係」の変化のとらえ方、(2)個別的利潤率の平均不能だから特殊的利潤率は語りえない、の二点につき順次検討して、氏の特殊的利潤率不成立を介しての当法則否定論が成立つかどうかをみてみよう。まず(1)について。

第一。日本の産業構造をみると、独占的大企業のみが存在する「高度寡占型」部門(企業数1—7、ビール、ナイロン、写真フィルム、板ガラス、けい素鋼板、アルミ地金、腕時計、ポリエスチル、ポリエチレン、広幅帶銅、等)、および競争的中小企業のみがみられる多くの「競争型」部門が検出されうるのであって<sup>16)</sup>、氏のように「独占集団と非独占集団の区別と対立」が「各部面をつうじてうまれた」と一般化し、それを根拠に特殊的利潤率が語りえないとしえないように思われる。独占が資本の集積・集中に基づいて成立し、しかも部面間に不均等発展がみられるのだから、「巨大資本が支配している生産諸部門と、多数の中小資本が競争している生産諸部門とに、いちぢるしい分化がみられる」<sup>17)</sup>に至るのは、当然であろう。

第二。氏もこれを認めて云う。「ほとんど完全に独占が支配している部面……また中小企業が圧倒的多数をしめる部面〔以下独占的部面、競争的部面と略称、一引用者〕においては特殊的利潤率を語ることができよう」(p. 22, 244ページ)。だが、そうすると「特殊的利潤率が語りえない」部面が先の「各部面をつうじて」から独占的・競争的部面を除く特別の部面に局限されてきて、それだけ平均利潤法則を否定する力がよくなろう。さらには、高い独占利潤率をあげ、事実によって当法則を否定している他ならぬ独占部面において、氏の当法則否定論の戦略武器をなす特殊的利潤率不成立がむしろ云えないという奇妙なことに

16) 公正取引委員会編「日本の産業集中」昭和39年、37-47ページおよび巻末資料第3表による。イギリスについても同様である。Evelyn & Little, *Concentration in British Industry, 1960*.

17) 井村喜代子・北原勇、わが国工業の構造的特質といわゆる「企業規模別賃金格差」、社会政策学会編「労働市場と賃銀」昭和36年、68ページ。

なろう。この氏の論理と事実との不一致は、氏が当初正しく（というのは、独占形成はまず部面内競争の止揚として作用するから）部面内「資本家相互の関係」の変化に着眼されながらも、事実上、この変化を単に独占資本対非独占資本の対立関係にのみ限定されていることから生ずると思われる。「資本家相互の関係」とは、「多数の資本の交互的作用 (Wechselwirkung)」(Gr., S. 317. 訳, II, 342 ページ, および, S. 545, 訳, III, 631 ページ), 「資本対資本の行動」(Gr., S. 637, 訳, IV, 704 ページ), つまり「種々の資本の相互的行動たる競争」(III, S. 44) に他ならないが、こういう意味では、独占による変化は「各部面をつうじてうまれた」と思われる。すなわち、資本の集積、集中、企業数の減少により、「相互のあいだの協定に達することはたやす」<sup>18)</sup> くなり、独占が成立する部面では、利潤率の低下をまねく従来の競争が緩和され<sup>19)</sup>、他方、競争的部面は、総剩余価値のうちこの部面に帰属する部分が独占部面の収奪によって平均以下となったこと、独占部面から排除された中小資本の流入、独占資本のこの部面への進出、等により資本家間の競争関係がより激化したとみられる<sup>20)</sup>。つまり、競争の緩和(変質)と激化。氏の「資本家相互の関係」の変化のとらえ方、特殊的利潤率不成立論は、このような変化をくみつくしえないのでなかろうか。

第三。氏は「しかしそれはもちろん総資本、総剩余価値にかんするものではなく、またその場合には、当然、この二つのグループのあいだには、平均ではなく、不均等がみられることになる。つまり平均利潤法則は作用しなくなる。」(同前、強点一引用者)と強弁される。だが、強点部分は、特殊的利潤率を介して平均利潤法則の失効をとく氏独自の卓越せる本来の主張と相入れないものと思われる。そのように、独占と非独占部面間の利潤率の「不均等」でもって、平均利潤法則の失効を云いうるものなら、もともとその前提をなす特殊的利潤率が語りえないとする廻り道は、全く不要だったということになろう。

18) レーニン「帝国主義」宇高訳、岩波文庫、30ページ。

19) もちろん、一定の価格協定のもとでも、独占体相互間に、生産費切下げ、シェア一拡大、品質等をめぐっての競争が激化する面もある。ヴァルガ「世界経済年報」第7輯、訳、60-62ページ。

20) 「諸資本の増加は、資本家間の競争を増加する。」K. Marx, *Lohnarbeit und Kapital*, Marx-Engels Werke, Bd. 6, Dietz Verlag, 1959, S. 417, 長谷部訳、岩波文庫、60ページ。

第四。特殊的利潤率が語りえない「独占集団と非独占集団」が対立する部面を、系列化・下請関係のみられる部門に求めるのは無理のように思われる。「独占資本と非独占資本との関係は、……群小資本を自己の系列下に編入して低劣な下請条件を強制することによって直接に系統的に収奪し、……」(P. 22, 243 4ページ)と氏は云われるが、このような「系列」、「下請」関係<sup>21)</sup>のみられる部門は、特殊的利潤率・市場価値形成にかかわる「同一種類・ほぼ同一品質・の諸商品」を生産する「同一生産部面」(III, S. 206)とはみられないと思われる。例を繊維産業部門にとろう。そこでは、原糸生産部面を担当する独占的大資本と、織布・染色加工・縫製部面を担当する中小資本間に、戦前から下請関係がみられ、戦後にも最初に系列化が云われたのであるが、しかし各部面は繊維部門としては一括されうるにかかわらず、異種の生産物を生産している異種生産部面と考えねばならない<sup>22)</sup>。異種商品、原糸一ポンド<sup>23)</sup>、織布一ヤール、ワイシャツ一枚等は、各々別々の価格形成機構に属し、これを同一の市場価値・特殊的利潤率形成機構に属せしめる訳にはいかないと思われる<sup>24)</sup>。それゆえ、系列・下請関係でもって特殊的利潤率不成立の根拠とはなしえないように思われる<sup>25)</sup>。

第五。かくして、問題は、特殊的利潤率・市場価値にかかわる狭義の生産部面でありながら、独占集団とそれから排除されたアウトサイダーとの対立がみられる部面<sup>26)</sup>において、特殊的利潤率が語りえないかどうかにかかってこよう。

21) 「系列化」、「下請関係」については、論争があるが、ここでは問題にしない。

22) 生産価格論でいう「部面 (Sphere)」は、再生産論でいう「部門 (Abteilung)」よりよりせまく、社会的分業の一環を担い、一つの独立的使用価値を生産している部面を云う。例、一枚の亞麻製シャツについてのマルクスの区別、「亞麻栽培業者」・「亞麻絲紡績業者」・「織物業者」・「漂白業者」・「シャツ製造業者」(I, S. 439-440)、「牧畜業者は獸皮を生産し、鞣皮業者は獸皮を革に転形し、製靴業者は革を靴に転形する」(I, S. 371, 第12章「分業とマニュファクチャ」)。向坂訳では、Abteilungは「部類」、Produktionszweigは「生産部門」、Produktions-sphäreは「生産部面」と訳されているようだ。

23) ただし、戦前とちがって現在は質綿委託加工が「一般化」し(政治経済研究室所編「日本の繊維産業」昭和33年、14ページ)、絲売り、絲の市場価格形成は局部的となった。

24) ただし、「劣位の中小企業が同部門内の大企業の下請に転ずる場合=包括的下請もある」。井村・北原、前掲論文、72ページ。例、質綿、電気機器、藤田敬三「日本産業構造と中小企業」昭和40年、260ページ、各種下請形態の古典的規定は、小宮山琢二「日本中小工業研究」昭和16年、32-34ページ参照。

25) 私は、系列・下請による収奪を否定するのでは毛頭なく、ただ系列・下請を特殊的利潤率不成立の根拠にしえないと云っているだけである。

26) その例。石炭鉱業、水産業、食料品工業、ミシン、ペアリング、棉紡、織布、酸素等。中村秀一郎「日本の中小企業問題」昭和36年、209ページ。

なるほどそこでは「同一商品についての独占価格とアウトサイダー価格との開き」<sup>27)</sup> がみられ、「個別的利潤率の差異は、……独占の利潤と非独占の利潤として……二つを加えてその平均を出すことが困難」(前出), 「二つの利潤率のちがいは……支配と服従の関係の表現にすぎない……。各部面の個別的利潤率の差は、もはや平均しうるものではない。ここに特殊的利潤率……という平均利潤の根本的前提がすでに語りえないものになっている理由がある」(p. 21-2; 243-4ページ)と云えそうに見えてくる。かくして、問題は、(2) 個別的利潤率の平均不能→特殊的利潤率不成立、に移行する。私は、この考えに大きな疑問を感じざるをえない。平均可能、不能を云う前に、そもそも特殊的利潤率なるものは、予め前もって存在する諸個別的利潤率の平均として与えられるものだろうか? そこで、特殊的利潤率の概念、個別的利潤率との関係を『資本論』に立ち戻り、検討してみたいと思う。

見田氏も引用されているとおり、「一般的の利潤率は……各特殊的生産部面それぞれの利潤率がすでに同数の平均率に還元されていることを前提とする。これらの特殊的利潤率はどの生産部面でも  $\frac{m}{c}$  に等しく、……商品の価値から展開されねばならない。」(III, S. 182, 強点一引用者)のだから、「特殊的利潤率」は、ある部面で生産された総剰余価値を投下総資本で平均した商  $\frac{m}{c}$  と定義されうるのであって、これは『資本論』第3部第8章「相異なる生産諸部門における資本の構成の相違とその結果たる利潤率の相違」における「利潤率」に他ならない。この特殊的利潤率は、「商品の価値から展開されねばならない」(前同)し、「商品はその価値どおりに売られるという前提」(III, S. 175)あるいは「商品はその価値どおりに売られるという、総じてこれまで吾々の展開の基礎であった基礎上で妥当する」(III, S. 178)範疇なのである。この「前提」・「基礎」上でのみ、資本構成・資本の回転期間の差異が、特殊的利潤率の相違を規定する唯一の要因たりうるのであって、しかもこの相違を均等化して成立する平均利潤率は、価値法則に立脚しているとはじめていいうことになるのである。

27) セレブリヤコフ、前掲書、42ページ。

もしこの「前提」がくずれ、価値どおりに商品が販売されないとすれば、 $\frac{m}{c}$ の  $m$  に変動が生じ、定義された特殊的利潤率とはもはや一致せず、価値法則との関係は切れ、このような特殊的利潤率を平均してえられる平均利潤率も訳のわからぬもの、価値法則とは断絶したものになろう。スマス・リカードの平均利潤率は、このようなものであった<sup>28)</sup>。以上みたように、特殊的利潤率範疇は、商品の価値どおりの販売を前提にしてえられる未だ価値次元に属する範疇であると考えられる。

以上で特殊的利潤率の前提条件と概念が明らかになったので、次に個別的利潤率との関係をみてみよう。「商品はその価値どおりに売られる」とすれば、個別的利潤率は、個別的価値の大きさに逆比例して、つまり個別的価値の大きいほど個別的利潤率は小さいというように、「必然的、法則的」(p. 11, 237ページ) に相異なる。「市場価値以下の個別的価値をもつ商品は特別剰余価値または超過利潤を実現するが、市場価値以下の個別的価値をもつ商品の方は、それに含まれる剰余価値の一部分を実現することができない。」(III, SS. 303-304) からである。つまり、価値どおりの販売を仮定すれば、一方では $\frac{m}{c}$ として特殊的利潤率が成立し、他方では相異なる不均等なる個別的利潤率が同時に成立するのである。

このようにみてくれば明らかのように、特殊的利潤率は、諸個別的利潤率がまとまって、しかる後にそれらが平均されて、はじめて成立するとは決して云えないものである。だから、見田氏の云われる個別的利潤率の平均不能→特殊的利潤率不成立論は、平均が可能であるか、不能であるかをとわず、根本的にその考え方において、論理的な誤りをおかしていると思われる。これは、平均利潤率がいつも特殊的利潤率の平均として与えられることから生じた錯覚ではないかと思われる。『資本論』においても、市場価値と個別的価値、したがって相異なる諸個別的利潤率がとかれる第3部第10章に先立って、第8章ですでに個別的利潤率とはかわりなしに特殊的利潤率の概念が展開されているのである。

28) A. Smith, *op. cit.*, Chap. 7; D. Ricardo, *Principles*, Chap. 4 をみよ。

氏は、個別の価値の市場価値への均等化の対応的関係として個別の利潤率の特殊的利潤率への平均化を考察されているようであるが (p.9-12, 236-238ページ), 個別の価値は市場価値を前提にせずとも生産過程で前もって与えられるに反して、個別の利潤率は個別の価値どおりの販売を仮定しない限り、市場価値・特殊的利潤率に先立って与えることはできないのである。

価値どおりの販売を「前提」にして与えられる個別の利潤率を平均した時、確かに算術的には特殊的利潤率と一致しうるが、それでもこれは正しい算出方法ではないし、しかもそれはこの「前提」の下でのみ云いうるにすぎなく、この「前提」の崩れた独占・非独占の個別の利潤率を平均することは、特殊的利潤率とは無縁のことであろう。

以上みたように、「独占集団と非独占集団」とが対立する典型的部面でも、個別の利潤率の平均不能という根拠からする特殊的利潤率不成立論は成立しがたく、それゆえ平均利潤法則の否定も必ずしも云えないと思われる。

最後に、特殊的利潤率否定論のもつ重大な意義をみておこう。特殊的利潤率は、「価値どおりに売られる」ことを「前提」にするが、この「前提」はまた次の限定をうける。「諸商品が価値どおりに売られるためには、……第一に、相異なる個別の価値が一つの社会的価値・前述の市場価値に均等化されておらねばならず、そのためには同一種類の商品の生産者間の競争……が必要である。」(III, S. 206) つまり、ちぢめて云えば、特殊的利潤率は、部門内競争による個別の諸価値の市場価値への均等化を条件とするのであって、もしこの条件が成立しなかったら、それは語りえないことになろう。かくして、特殊的利潤率成立・不成立の問題は、独占の時期にはこの条件が成立するのかしないのか、すなわち市場価値が成立するのかしないのかにしばられよう。

私の能力と紙数の都合からして、ここでは全面的に扱えぬが、行論の必要上、市場価値不成立論（平瀬氏は熱心な主張者である）<sup>29)</sup>について、次の疑点のみを出

29) 「市場価値法則……一物一価法則は崩壊する。市場には個別の価値が裸のまま存在する」。平瀬、前掲書、252ページ。

しておこう。(1) 競争と独占はその対立的側面においてのみとらえられ、独占が競争から独立に外部から投入されたかのように扱われ<sup>30)</sup>、競争が基本矛盾の展開によって独占に転化した事実、転化の意味内容(『資本論』Iの4, 17, 22章、IIIの1, 2, 4, 6篇表題中の「転化」「転形」の用法に注意)が軽視されていると思われる。私見によれば、独占は競争を前提し、内包し、それゆえ市場価値成立をも内包していると思われる。(2) 一步譲って、独占が競争を全く排除する側面のみを強調するとしよう。ところが、市場価値規定をみると、マルクスは、「ある部面で生産された商品の平均価値」または「その部面の平均的生産諸条件のもとで生産されてその部面の生産物の大量をなす商品の個別的価値」<sup>31)</sup> (III, S. 203) とまず総括的規定を与え、ついで上中下の生産諸条件を考慮した「三つの場合」を想定して、より詳細な規定を与え、最後に、「ここで抽象的に叙述された市場価値のこうした確定は、……現実の市場では、購買者間の競争によって媒介される」(III, S. 210) とのべている。『剩余価値学説史』では、「一部は資本家相互間の、一部は商品の購買者と資本間の、および購買者相互間の競争は、ある特殊的生産部面の各個の商品の価値が、この特殊的な社会的生産部面の商品総量が必要とする社会的必要労働時間の総量によって決定され、個々の諸商品の諸個別的価値またはその個々の商品がその特殊的生産者・販売者に要費せしめた労働時間によって決定されない、というように作用する」(Mw., II, S. 197, 訳, 74-75 ページ)と云う。それゆえ、市場価値規定は多面的であり、「資本家相互間の競争」が独占に転化するとしても、市場価値の「抽象的」「確定」、「購買者間の競争」、「購買者と資本家間の競争」は規定者として残存しうるであろう。(3) 市場価値否定論は、『資本論』冒頭の社会的必要労働時間による価値規定<sup>32)</sup>、「価値の社会的性質」<sup>33)</sup> (III, S. 712) の否定、さらには社会的

30) 佐藤金三郎、独占分析の方法をめぐって、「経済評論」昭和35年1月、臨時増刊号、33ページ参照。

31) 大内力氏は、この二つの規定を「くいちがった二つの考え方」(『地代と土地所有』、昭和33年、5ページ)とし、後者こそ「正当な規定」(21ページ)と云われるが問題があろう。

32) 第1部価値論と第3部市場価値論の関係については、山本二三丸「価値論研究」昭和37年、第5章をみよ。

33) この考察については、向坂逸郎「マルクス経済学の基本問題」第2篇Ⅳ章第2節参照。

価値と個別的価値の差（特別剩余価値）をめぐる生産力上昇を前提条件とする相対的剩余価値の概念、市場価値を内包する平均利潤率（生産価格）とその低落法則、平均利潤率（生産価格）を前提とする商業利潤論・地代論、等、要するに『資本論』の全体系の否定につながっていこう。そうすると、『資本論』は自由競争段階の特殊的理論であるばかりでなく、同時に資本主義一般の一般理論でもあり、その法則も競争段階の特殊法則であるばかりでなく、「同時に資本主義一般の法則である。そのかぎり、それは資本主義の他の段階である独占資本主義の法則を包括しており、……その運動を予測するもの」<sup>34)</sup>ととうてい云えなくなろう。否定論者は、全体系書直しの義務を負うが、市場価値を否定して個別的価値まで逆行して、このことが可能であろうか（第Ⅲ節参照）。

### III 独占価格と生産価格

見田氏の平均利潤法則論の究極的課題・問題意識は、第Ⅰ節冒頭でみたように、独占資本主義の「基本的法則を明かにすること」にあったが、それゆえ当然、氏は平均利潤法則の崩壊を論証された後、最大限利潤法則について言及される。「独占の時期においては、一つの特定の経済学的形態としての平均利潤はその語りうるその前提をうしなったことによってその効力をうしなった。剩余価値法則は、平均利潤という形態をとることをやめて、最大限利潤の形態をとることとなった。」(p. 24, 245ページ)だが、平均利潤形態の崩壊から直線的に最大限利潤形態<sup>35)</sup>の定立を云われる<sup>35)</sup>ところに、一つの問題があると思われる。というのは、第Ⅰ節でくわしくみたように、ある法則の定立とはその成立過程・

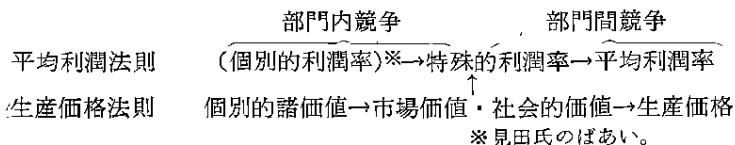
34) 見田石介「資本論の方法」昭和38年、45ページ。

35) 独占利潤率は必ずしも高くないという見解は、G. J. Stigler, *Capital and Rates of Returns in Manufacturing Industries*, 1963, pp. 67-68; 小宮隆太郎, 『独占資本』と所得再分配政策, 「世界」昭和36年3月; 同, 日本における独占と企業利潤, 「企業経済分析」, 等にみられるが, 本論文では一応高いと前提している。

36) むしろこれが当時の支配的見解であった。クチンスキー, レムニッツ, 山本二三丸氏の主張も, 見田氏と似ている。注4)の文献参照。

機構を明かにすることであるが、ここではこのことがちっとも云われていず、単に他の法則の崩壊が論証された（それも問題があった）にすぎないからである。

第Ⅰ節で詳論したように、平均利潤・生産価格法則は、「労働時間による価値の決定」(Mw., II, S. 165, 長州訳, (2), 24ページ)を出発点とし、「多くの中間項」(同前, および I, S. 321)を経てはじめて定立される。いまこの形成機構を合目的的に図示しよう。



第Ⅱ節でみたように、見田氏の平均利潤法則否定論の要点は、第二項の不成立を云われる点である。今、この論証が全く完璧だったと仮定すれば、第二項が成立しない以上、終結項も成立せず、平均利潤・生産価格法則形成機構の崩壊が云えることになろう。氏は、この機構に内在され、そこでの媒介項をつきくづすことによって、法則そのものの崩壊を論証しようとされた。しかしながら、このことから云えることは、あくまで平均利潤・生産価格法則の否定だけであって、この機構の外にあること、たとえば最大限利潤法則の定立が同時的に云えることにならないと思われる。

このさい、「形態とその基礎」で二つの形態の対立的・二者択一的性格を明らかにしても、何にもならぬと思われる。「平均利潤は、総剩余価値の再分配の一つの特殊的形態である、……一括された総剩余価値は、資本家のあいだにいろいろの形態で……平等にも、不平等にも……株主的、兄弟的、共産主義的にも再分配することができれば、反対に、資本家のうち一方が収奪し他方が収奪されて不平等をもたらす仕方で再分配することもできる。兄弟的、共産主義的分配の直接的対立物はまさにこの収奪と被収奪の分配であろう」(p. 4, 233ページ)。ここからは、なるほどある「基礎」が二つの対立的「形態」をとりうるという

ことだけが明らかであるが、いぜんとしていかにしてその「基礎」が特定の「形態」を必然的にとるかという機構が不明であるから、その「基礎」がたとえ平均利潤という一つの「形態」をとらない必然性が明らかになっても、今度はその「基礎」がもう一つの「形態」をとるがもしぬと単に予想されうるにすぎず、必ずとるという必然性はどこからも云えないと思われる。

以上で、平均利潤法則がいくら完璧に否定されたとしても、最大限利潤法則自身の形成機構が別様に明らかにされぬ限り、見田氏のようにそれがとて代るとは決して云えないということをみた。そこで、次にさらに一歩すすめて、このような平均利潤・生産価格否定論に立つ限り、たとえ試みようとしても、独占利潤・独占価格形成機構を明らかにしえないのでないか、ということをみてみよう。

前述のとおり、特殊的利潤率の不成立論は、諸個別的価値の社会的価値への均等化を否定し、結局、論理を個別的価値の次元迄逆行させてしまう。そうすると、独占価格を

$$\text{独占価格} = \text{個別的価値} + \text{独占利潤}$$

のごとく、個別的価値から一足とびに、無媒介的に、中間項ぬきに、とらえねばならない破日におちいらざるをえないであろう。ところが、独占商品の個別的価値は、独占資本の有する優等な生産諸条件および高度の資本構成に基づき、その部面内および部面外の他の諸個別的価値よりも相対的に小さいはずであり、それゆえ、この範式における独占利潤は、(1) 優等な生産諸条件に基づき同一部面内でえられる超過利潤、(2) 資本構成の差異に基づき異部面から移転してくる剩余価値分、(3) 独占的な支配と收奪に基づく本来的な独占利潤、の混合物・雜炊となり、独占利潤の真の性格がむしろあいまいにならざるをえないであろう。さらには、この範式は、独占段階におけるもう一つの価格、非独占価格(生産価格マイナス独占利潤)を対応的に示しえないことになろう。(個別的価値の代りに、(市場) 価値、費用価格を出発点において、価値 + 独占利潤、費用価格 + 独占利潤としても、同じ欠陥を免れえないであろう。)

かくして、生産価格を一つの「度量基準」<sup>37)</sup>として用いる通説の次の範式は、「生産価格をこえ価値をこえて騰貴する独占価格」(III, S. 917)の形成機構を表わす一般的範式として、より適当であると思われる。

$$\begin{cases} \text{独占価格} = \text{生産価格} + \text{独占利潤} \\ \text{非独占価格} = \text{生産価格} - \text{独占利潤} \end{cases}$$

問題は、独占価格形成にあたって、個別的価値の市場価値への均等化機構、市場価値の生産価格への転化機構が、再びくりかえされ、再現するのか、どうかという点にある。産業資本段階においても、生産価格は「観念的平均」(III, S. 886)において抽出されるにすぎず、現象的にはそれから背離した市場価格が支配していた。この一見つかみどころのない市場価格現象を合法則的に把握するためには、この商品の個別的価値の市場価値への均等化、市場価値の生産価格への転化が、この市場価格の形成においても、再現され、反覆されると考えねばならない。目にみえるものは単に市場価格現象だけであるが、この背後に織なす価値法則からの展開過程を論理的に認識しなければならない。「目にみえる単に現象的な運動を内的な現実的運動に還元することが科学の仕事」(III, S. 344)だからである。市場価値法則もまた、単に生産価格の歴史的先行者であるばかりでなく、同時に、生産価格法則の中に止揚され、再現され、機能すると考えるべきであろう。(たとえば、さもないと、多数の個別的生産価格が市場に存することにあろう。) 同じようにして、独占価格の形成過程には、市場価値・生産価格形成機構が内包され、生産価格から独占価格を背離せしめる機構と相まって、独占価格形成機構は日々刻々、日常的に作動し、わずかの労働量しか対象化されていない独占商品の小さい個別的価値を、それを数段上廻る独占価格に転化せしめている、と思われる。このようにして、独占価格法則の定立には、生産価格法則は不可欠の媒介項、中間項であると思われる。生産価格は、競争の独占への転化により、独占・非独占価格に転化した<sup>38)</sup>。

37) 「総じて、平均利潤をこえる超過分を云々しるためには、この平均利潤が度量基準として…確立されておらねばならぬ」(III, S. 833)。ただし地代について云われた旨である。

38) 北原勇、市場構造と価格支配、慶大「経済学年報」5、昭和37年、141ページ；および高須賀報告に対する北原氏の発言（経済理論学会編、前掲書、82ページ）参照。

見田氏は、競争段階—平均利潤法則、独占段階—独占利潤法則とされるが（現象的にはたしかにそうである）、この考え方の根源は、例の形態論にあると思われる。それならば、二つの法則が断絶したものとなり、資本主義の基本矛盾の展開が、他ならぬ競争を独占に転化せしめ、独占資本主義をうみ出したこと、独占資本主義は、「資本主義一般の基本的属性の発展と直接の継続として生じた」<sup>39)</sup>こと、独占は、競争の対立物でもあるが同時に「競争の必然的結果」<sup>40)</sup>でもあり、競争の転化したものでもあり、価値の生産価格への転化が意味するよう、競争を内包するより高次な概念であること、等が全く無視されることになろう。諸資本の競争は「自由競争価格」<sup>41)</sup>（生産価格）を、独占は独占価格をもたらす。ところが、独占こそは競争の胎内から基本矛盾の展開によって発生したものだから、独占価格も生産価格から転化する、と思われる。少くとも歴史的にそうであることは、理論的取扱いに一つの示唆を与えるものであろう。

マルクスは、諸資本の競争・資本移動にかかわる二つの段階・局面を区別して、次のように云う。「第一の移動 (Wanderung) が生じるのは、価値とは異なる生産価格をつくりだすためである。第二の移動が生ずるのは、現実の市場価格が生産価格以上に騰貴したり以下に下落したりするやいなや、それを生産価格に均等化させるためである。第一のものは価値の生産価格への転化である。第二のものは、異なる諸部面の現実の偶然的市場価格の、生産価格をめぐっての回転 (Rotation) である。」(Mw., II, S. 200, 長州訳, 79ページ)。競争段階においては、需要構造の変化あるいは景気変動に基づく「需要供給間の比率」(III, S. 222) の変動にもとづき、市場価格は生産価格から背離したが、上にみた第二の資本移動は、この背離を無に帰せしめ、市場価格を生産価格に収斂せしめた。独占段階に至ると、資本の集積・集中を基礎にして形成されたカルテル・トラスト等の独占体は、まず部門内競争を制限し、生産価格を上廻る独占

39) レーニン、前掲書、144ページ。

40) K. Marx, *Ökonomisch-philosophische Manuskripte*, in *Kleine ökonomische Schriften*, 1955, S. 96, 藤野訳「経済学・哲学手稿」国民文庫、96ページ。

41) Smith, *op. cit.*, p. 61, 訳、214ページ。

価格を設定し、平均利潤を上廻る独占利潤を獲得する。このさい、上の収斂機構が作用すれば、独占価格は不可能になるが、もし麻痺しているとすれば、そこに独占価格・独占利潤が生れてくる可能性があろう。ここでは、十分に展開できないが、このように、独占価格を生産価格にかかわる競争・資本移動の第一の局面ではなく、市場価格にかかわる競争・資本移動の第二の局面でとらえる方がよりよいと思われる<sup>12)</sup>。つまり「独占価格の考察は、市場価格の現実的運動を考察する競争論に属する」(III, S. 814) というマルクスの言は、地代に関係する「本来の独占価格」にのみ妥当するばかりでなく、独占的段階での独占価格にも妥当すると思われる。

### む す び

以上、見田氏の平均利潤法則否定論を検討した。第Ⅰ節では、当法則は剩余価値の平等な再分配形態であるのみならず、競争による均等化機構を明らかにする運動法則であることをみて、同時に本稿の総論的考察とした。第Ⅱ節では、氏の否定論の要をなす特殊的利潤率不成立論は、資本家相互の関係の変化のとらえ方、個別的利潤率平均不可能という考え方に対する難点があり、必ずしも云えず、それゆえ平均利潤法則否定論も必ずしも云えぬことをみて、ついで特殊的利潤率不成立論は市場価値不成立論になるが、これもまた難点を有することを不十分ながらみた。第Ⅲ節では、当法則をいくら完全に否定してみても、直線的、同時に最大限利潤法則の定立が云える訳でなく、定立を云うためにはその形成機構を明らかにすべきであって、それは平均利潤・生産価格を否定するやり方では不可能であること、むしろ生産価格を、相対的に小さい独占商品の個別的価値が独占価格に生成する展開過程で必然的に経過せねばならない中間項・媒介項としてとらえるべきこと、独占価格を生産価格からの市場価格の背離・収斂機構においてとらえるべきこと、等をみた。

かくして、われわれは「はしがき」で設定した問題に不十分ながら一応の回答を与えた。要約すれば独占価格論の課題とは、独占商品の相対的に少ない個

別的価値がいかにして独占価格にまで展開しうるかというメカニズムを明らかにすることであり<sup>42)</sup>、その接近方法は、個別的価値→市場価値→生産価格→独占価格の展開過程をたどることであり、そのさい生産価格までを資本主義の一般的理論としての『資本論』で与えられたものと前提して、これを媒介項として、生産価格→独占価格の過程(つまり、「まえがき」で云う(2)の問題)を積極的に明らかにすればいい、ということである。今後、この残された問題を論究するさい、独占価格の生産価格からの背離をもたらす諸事情・要因、程度<sup>43)</sup>、国家の有効需要造出政策・インフレによる下支えの事情、植民地からの収奪、金融資本特有の利潤<sup>44)</sup>、景気循環の変容、等を上向的に取入れたい。

(文中の失礼な点は御許し下さい。)

(追記) 去る昭和40年11月21日に催された京都大学経済学会定例研究報告会で行なった、本原稿にもとづく同題名の私のつたない報告に対して、もう一人の報告者、見田石介教授より御親切にも色々と貴重なコメントを頂いた。そのうちで本論文にかかわる重要な点は、次の五点である。(1) 価値法則、剩余価値法則は全段階に通ずる一般法則であるが、平均利潤法則は産業資本段階にのみ妥当する特殊的法則である。(2) 特殊的利潤率はやはり独占段階では語りえない。(3) 転形問題を扱った最近の論文では、平均利潤法則をその形成機構を明らかにするものと考えている。(4) 特殊的利潤率は不成立でも市場価値はなくならず、一物一価が妥当し、価値は基本的に社会的価値である。(5) 利潤率低下法則、地代論は再検討しなければならない。このうち、(1)、(2)は御自説をくりかえされた訳で、私の疑点は本文中でのべたとおりである。(3)は、私の第I節の論点

42) 「独占価格は市場価格の一つの具体的形態である。」 H. Hemberger, "Über die Herausbildung der Durchschnittsprofitrate unter den Bedingungen des Imperialism", *Wirtschaftswissenschaft*, 1958, H. 6, S. 843. ただしこれ以上の展開なし。

43) 宮本義男氏は、「『資本論』の論理構造は『商品』の分析に始まって『商品』の分析で終る」、「価値法則の貫徹過程」と云われる(『資本論』における価値論の位置、「経済研究」昭和40年7月, 201ページ)。

44) 前出の北原一星川説、Bain (*Barriers to New Competition*, 1956) の参入障壁説、Sylos-Labini の参入阻止価格(=費用価格+利子率, *Oligopoly and Technical Progress*, 1962, p. 40), Hall と Hitch のフルコスト原則(=単位あたりの主要費用+共通費用+慣例的利潤率, "Price Theory and Business Behavior", rep. in Wilson & Andrews (ed.), *Oxford Studies in the Price Mechanism*, 1951, p. 113) 等を、この次元で検討してみたい。

45) 生産過程から上向した例、重田澄男、独占利潤、「マルクス経済学講座」2, 昭和38年。故白杉氏の労作「独占理論の研究」昭和36年も生産過程でつくられた超過利潤が、競争段階でどうなるかを明らかにして欲しかったと思われる。

を認めて下さったと思われる。(5)については大いに期待したい。(4)については、大いに疑問があった。というのは、本文中でのべ、また教授自身も詳説されているとおり(見田論文, p. 10-12, 236-238ページ), 特殊的利潤率は、同一部門内の市場価値形成に対応するものであるからである。とすれば、一方の不成立と他方の存続とはいかにして可能であるか? これに対して、教授より、価値の生産価格への転化・平均利潤率の形成は歴史的であって、その完了後には、特殊的利潤率は、需給の現実的変動を反映し、平均利潤率から上下に背離する部門利潤率の意味に変ってしまう、旨の御回答があった。特殊的利潤率は、もはや『資本論』第3部第8章で云う、価値法則と資本の有機的構成によって規定されるそれではなくなり、市場価値次元ではなく、生産価格段階の後に措定される市場価格次元に属するものとなり、それゆえ、市場価値の存続と特殊的利潤率の不成立が両立しうることになるというのだろう。しかしそうすると、(1) 氏の論文の「平均利潤の本質」を論じた前半部分と、特殊的利潤率不成立を介して平均利潤法則の崩壊を論じた後半部分では、特殊的利潤率の概念がくいちがうことになり、前半部分が生きてこなくなろうし、また(2) 氏のように、平均利潤法則の後に成立する第二の意味の特殊的利潤率が語りえないからとて、当法則も語りえない、とは論理的に云えなくなるのではなかろうか。また(3) 第二の意味の特殊的利潤率なら、平均利潤率を前提にして生れる概念であるから、なんらかの意味で平均利潤率そのものの独占段階におけるあり方を論究される必要が生じてこよう。(4) もしこのあり方を歴史的に与えられたものと考えればいいというのなら、その平均利潤率は、単に歴史的に一度きり与えられた固定的な大きさになり、日々刻々変動する価値生産によつてもはや規制されず、高寺助教授がいみじくも御示唆されたとおり、 $\frac{c}{v}$  の高度化を反映せず、その低落傾向も云えなくなるであろう。

問題は、価値の生産価格への転化、平均利潤率の形成を歴史的にのみ考えていいかどうかにかかわっている。ここでは十分に展開できないが、この転化は単に歴史的であるばかりでなく自営的・現実的転化をも意味していると私には思われる。<sup>\*\*</sup> いま、直接的生産過程からでてきた直後の商品生産物  $W'$  をとつてみると、これは明かに一定の対象化された価値をもつてゐるにすぎず、決して生れながらにして生産価格をつけてゐる訳ではない。その後の、商品の交換過程、諸資本の競争場裡に登場することによってはじめて、その商品の価値の生産価格への転化が行なわれるにすぎない。かくして、諸商品の価値は、日々刻々、日常的に生産価格に転化しているのである。これに対応して、第一の意味の特殊的利潤率  $\frac{m}{c}$  もまた平均利潤率に日々刻々、現実的に転化している。ただ、現実的過程では、この流れと、第二の意味の特殊的利潤率(偶然的需給関係によって平均利潤率から背離する)が平均利潤率に収斂する流れが、交錯し入りまじり、混とんと

して現象しているのである。われわれは決して後者の流れだけをみてはいけないと思われる。前者の流れを論理的抽象によって混とん・錯雜した現象から分離し、理論的に把握することが、肝要であるし、またそうすることが後者の流れを理解する鍵を提供することになると思われる。これらの点については、いずれ転形問題と関連してのべることにして、以上の点のみ追記しておこう。

\* うかつというか、不勉強というか、入手不能の事情もあって、教授の「科学論」昭和33年（平均利潤論の御論文は昭和31年）をよんでいなかったが、今これをみるに、すでに同書、第8章（145~156ページ）にわたしの論点がはっきりと強調されている。

\*\* 本論中の注13) 記載の教授の論文では、「転化というのは論理的な転化の意味だけではなく、現実の転化、しかもたんに日常的でなく歴史的な転化の意味をもっている。」((2), 58ページ)とあり、「日常的」転化と「歴史的な転化」の両者がみとめられているようであるが、全体としては後者に重点がおかれていている。